

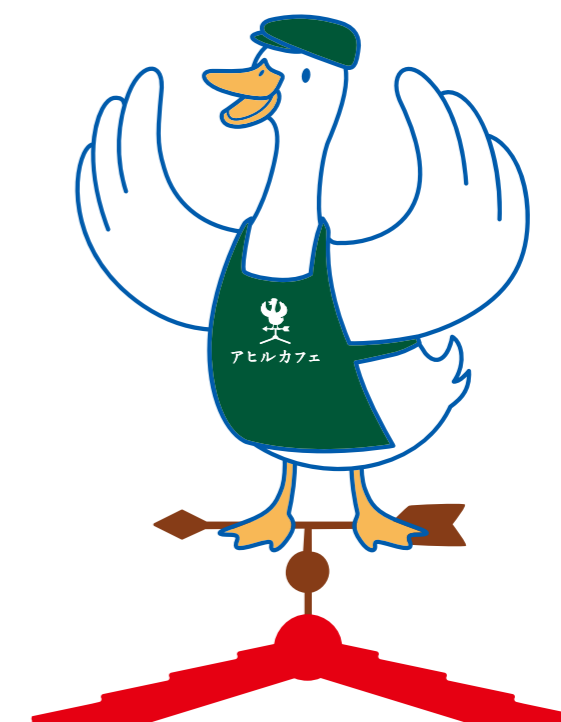


はお客さまに特に
ご確認いただきたい
項目です。

2019年7月

契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ◇ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
この「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」の他、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◇ご契約に際しては、保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(お支払いの対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。



ご存知ですか？
あなたに必要な
保障のことを。

募集代理店



引受保険会社



この保険の引受保険会社はアフラックです。
株式会社三菱UFJ銀行はアフラックの募集代理店です。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「ちゃんと応える医療保険EVER」「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「ちゃんと応える医療保険EVER」「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」はアフラックを引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「ちゃんと応える医療保険EVER」「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」の引受保険会社であるアフラックの支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

- ◇お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」を必ずご確認ください。
- ◇「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。
- ◇「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」は大切に保管してください。
- ◇「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」にない特約の付加をご検討される場合は、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。
- ◇具体的な保険料は「保険料表」または「設計書」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

くわしくは、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に、ご相談ください。

保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)はお客さまとアフラックの保険契約の締結の媒介を行う者で、保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

お客さまからの相談・照会・苦情等のご連絡先

◆保険に関する相談・照会・苦情等がありましたら、以下の窓口でお受けします。

●生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について
アフラックコールセンター **0120-555-027**
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

<ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。>

(お問い合わせ、お申し込みは)
募集代理店



三菱UFJ銀行コールセンター【保険】
0120-860-777
月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)
<https://www.bk.mufg.jp>

◎この「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」にある保障内容等は2019年7月現在のものです。
◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

(商品詳細、ご契約内容等に関するお問い合わせは)
引受保険会社 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

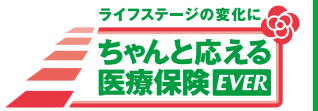
Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



82065740

アフラックの医療保険なら、治療費も治療費以外の負担にも、幅広く備えられます!

病気やケガには基本の保障で備え、さらに三大疾病、介護状態、働けなくなった場合にも備えられる医療保険です。



特長 1

日帰り入院^{*1}を含む5日未満の入院でも一律5日分の入院給付金をお支払いします

入院前の通院も、退院後の通院も保障します
(＜通院特約〔2013〕＞を付加した場合)
※入院前60日、退院後120日の間で30日までを対象期間とします。

短期入院・通院への備えが大切です!

*1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払いの有無等により判断します。
※一定期間内に再入院した場合の入院給付金のお支払いについては **Q&A P.40** をご確認ください。

医療技術の進歩等に伴い、入院は**短期化の傾向**にあります。また、**入院前後に通院**する人の割合は**8割**を超えています。

入院日数5日以内の割合^{*2}

年度	割合
平成8年	22.0%
平成26年	34.1%

入院前、退院後に通院する人の割合^{*3}

年度	入院前 (%)	退院後 (%)
平成17年	81.7	83.1
平成20年	82.5	83.8
平成23年	83.5	84.0
平成26年	84.9	84.8

増加傾向

*2 厚生労働省「平成8、26年 患者調査」をもとにアフラック作成 ※入院した日を入院1日目として計算
*3 厚生労働省「平成17、20、23、26年 患者調査」をもとにアフラック作成 ※通院には在宅医療(往診)を含む ※割合を求めた総数から「他の病院・診療所に入院」の数を除いて表示 ※平成23年については、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値です。

特長 2

特約を付加することで三大疾病の保障を手厚くすることができます
(＜三大疾病一時金特約＞＜三大疾病無制限型長期入院特約＞＜三大疾病保険料払込免除特約＞を付加した場合)
※三大疾病とは、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

女性の方専用

「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」は、女性特有の病気等に手厚く備えることができます
[ちゃんと応える医療保険レディースEVER]についてくわしくは、P.05～06をご確認ください。

三大疾病・女性特有の病気等への備えも大切です!

日本人の死因の約4割が三大疾病です。

日本人の死因に占める三大疾病の割合

疾病	割合
がん(悪性新生物)	27.9%
脳卒中	8.0% ^{*4}
急性心筋梗塞	2.6%
その他	-

女性特有の病気等

- 乳がん
- 子宮筋腫
- 子宮内膜症
- 卵巣機能障害
- 関節リウマチ
- 乳腺症

女性特有の病気等のリスク(女性患者数の年代別人数)

年代	乳がん	子宮筋腫	関節リウマチ
10歳代	0	0	0
20歳代	0	0	0
30歳代	0	0	0
40歳代	0	0	0
50歳代	0	0	0
60歳代	0	0	0
70歳代	0	0	0
80歳代	0	0	0

厚生労働省「平成29年 人口動態統計」
*4 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の合計値

厚生労働省「平成26年 患者調査」をもとにアフラック作成

特長 3

特約を付加することで病気やケガの基本の保障以外に、介護状態や働けなくなった場合にも備えることができます
(＜介護一時金特約＞＜認知症介護一時金特約＞
＜就労所得保障一時金特約＞＜精神疾患保障一時金特約＞を付加した場合)

介護状態や働けなくなった場合への備えも大切です!

要介護認定者数は400万人を超えています。

要介護認定者数の推移

年度	要介護1 (万人)	要介護2～5 (万人)
平成13年	87.5	171.8
平成18年	89.5	242.5
平成23年	96.5	294.1
平成28年	126.0	330.0

65歳以上の約8人に1人は要介護認定者です。

厚生労働省「平成13、18、23、28年度 介護保険事業状況報告(年報)」よりアフラック作成

休職期間中も、日々の生活費の負担は続きます。

休職期間と生活費の平均値

休職期間は? × 生活費の1ヵ月あたりの平均額は? = 休職期間中の生活費は

約5ヵ月^{*5} × 約18万円 = 約90万円

食費、光熱・水道費の合計 約95,700円^{*6} | 住宅ローン返済額 約90,700円^{*6}

*5 平成29年度 全国健康保険協会「現金給付受給者状況調査報告」の傷病手当金の平均支給期間よりアフラック算出
*6 総務省統計局「平成29年 家計調査(家計収支編)調査結果」(http://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html)

病気やケガの基本の保障に加え、 特約のラインナップが充実しています。

保障内容 「ちゃんと応える医療保険EVER」入院給付金支払限度：60日型(120日型もあります)

保険期間：終身(＜三大疾病無制限長期入院特約＞＜総合先進医療特約＞は10年、＜就労所得保障一時金特約＞＜精神疾患保障一時金特約＞は60歳・65歳・70歳満期)

入院給付金日額は、5,000円(満40歳以上の方は3,000円)から20,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。

		入院給付金日額20,000円コース		入院給付金日額10,000円コース		入院給付金日額5,000円コース				
主契約 医療保険(無解約払戻金)	入院	病気・ケガの治療を目的として入院したとき 1回の入院給付金支払限度60日型は60日まで (120日型は120日まで)	疾病入院給付金 災害入院給付金	日帰り入院から入院5日目まで 一律5日分 入院6日目以降 1日につき	10万円 20,000円	日帰り入院から入院5日目まで 一律5日分 入院6日目以降 1日につき	5万円 10,000円	日帰り入院から入院5日目まで 一律5日分 入院6日目以降 1日につき	2.5万円 5,000円	
	手術	がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術等所定の手術を受けたとき	回数無制限	重大手術	1回につき	80万円	1回につき	40万円	1回につき	20万円
		病気・ケガの治療を目的として 手術を受けたとき	一連の手術*1に ついては 14日間に1回を限度 回数無制限	手術 (重大手術を除く)	入院中の手術 1回につき	20万円	入院中の手術 1回につき	10万円	入院中の手術 1回につき	5万円
放射線治療	病気・ケガの治療を目的として 放射線治療を受けたとき	入院しなくても 60日に1回を限度 回数無制限	放射線治療給付金	外来による手術 1回につき	10万円	外来による手術 1回につき	5万円	外来による手術 1回につき	2.5万円	
特約	通院	疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる 入院の原因となった病気・ケガの治療を目的として 通院したとき(往診を含む)	疾病通院給付金 災害通院給付金	入院前60日、 退院後120日 の間で30日まで	1日につき 10,000円*2 (通院給付金日額10,000円の場合)	1日につき 10,000円*2 (通院給付金日額10,000円の場合)	1日につき 5,000円*2 (通院給付金日額5,000円の場合)	1日につき 5,000円*2 (通院給付金日額5,000円の場合)	1日につき 5,000円*2 (通院給付金日額5,000円の場合)	
	入院一時金	疾病入院給付金・災害入院給付金が 支払われる入院をしたとき	入院一時金	回数無制限	1回につき 10万円*2 (特約給付金額10万円の場合)	1回につき 10万円*2 (特約給付金額10万円の場合)	1回につき 5万円*2 (特約給付金額5万円の場合)	1回につき 5万円*2 (特約給付金額5万円の場合)	1回につき 5万円*2 (特約給付金額5万円の場合)	
	三大疾病一時金	次のいずれかで所定の状態になったとき ・がん(悪性新生物) ・急性心筋梗塞 ・脳卒中	三大疾病一時金	2年に1回を限度 回数無制限	1回につき 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回につき 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回につき 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	1回につき 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	1回につき 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	
	介護一時金	次のいずれかに該当した場合 ①要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日以上継続 したとき ③認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	介護一時金		1回限り 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	
	認知症介護一時金	認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	認知症介護一時金		1回限り 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	
	長期入院	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療を 目的として主契約の入院給付金支払限度日数 60日(120日型は120日)を超えて入院したとき 三大疾病以外の治療を目的として 主契約の入院給付金支払限度日数 60日(120日型は120日)を超えて入院したとき	疾病長期入院給付金 災害長期入院給付金	日数無制限 主契約の入院 給付金支払日数を 含めて365日まで	1日につき 20,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	10年満期 (自動更新*3)	
	先進医療	病気・ケガで先進医療を受けたとき	先進医療給付金		1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額	
就労所得保障一時金	就労困難状態A*5に該当し、その状態が60日継続したとき	就労所得保障一時金		1回限り 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	60歳満期 65歳満期 70歳満期		
精神疾患保障一時金	所定の精神疾患を原因として就労困難状態B*5に該当し、その状態が 60日継続したとき	精神疾患保障一時金		1回限り 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	1回限り 50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	60歳満期 65歳満期 70歳満期		

- 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」がお支払いの対象となります。
- ＜三大疾病一時金特約＞＜三大疾病保険料払込免除特約＞の「がん(悪性新生物)」の保障開始には、3ヵ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
- ＜就労所得保障一時金特約＞の「就労困難状態A」とは、被保険者が病気またはケガにより、「入院」または「所定の在宅療養(所定の障害状態を含む)」のいずれかに該当した状態をいいます。
- 支払事由の詳細、給付金等をお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件等、くわしくは、**契約概要 P.09~30** **注意喚起情報 P.31~39** の他「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 死亡保険金・高度障害保険金はありません。
- 具体的な保険料は「保険料表」または「設計書」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

ちゃんと応える医療保険EVER

プラス

一生
生涯
保障

一生
生涯
保障

10年
満期
(自動更新*3)

三大疾病保険料払込免除特約を付加すると

三大疾病で所定の状態になったときは以後の主契約および特約の保険料はいただきません。

三大疾病
保険料払込
免除特約

保険料払込免除

保険料のお払い込みが免除になる場合

- がん(悪性新生物)の場合
がんと診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中の場合
治療を目的として継続20日以上入院、または手術を受けたとき

以後の保険料は
いただきません。
(保障は継続します)

*1 一連の手術については、「契約概要 03 給付金のお支払い等 [P.15]」をご確認ください。 *2 通院給付金日額および特約給付金額は、所定保障を継続することができます。自動更新について、くわしくは「契約概要 05 保険料の払込方法・特約の更新等について [P.24~26]」をご確認ください。 *3 自動更新により、状態Aおよび就労困難状態Bについては、「契約概要 03 給付金のお支払い等 [P.21~22]、[Q&A]」のいろいろな疑問にお答えします。[P.41]」を

の範囲内で設定いただけます。設定できる範囲について、くわしくは「契約概要 07 お引き受けの条件 [P.29~30]」をご確認ください。 *4 <就労所得保障一時金特約>は、精神障害や妊娠・出産等により就労困難状態Aに該当した場合はお支払いの対象とはなりません。 *5 就労困難状態Aおよび就労困難状態Bについては、「契約概要 03 給付金のお支払い等 [P.21~22]、[Q&A]」のいろいろな疑問にお答えします。 *6 <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り付加できます。



病気やケガの基本の保障に加え、女性特有の病気を手厚く保障します。

保障内容 「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」入院給付金支払限度：60日型(120日型もあります)
 保険期間：終身(＜三大疾病無制限型長期入院特約＞＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞は10年、
 ＜就労所得保障一時金特約＞＜精神疾患保障一時金特約＞は60歳・65歳・70歳満期)
 入院給付金日額は、5,000円から20,000円の範囲で1,000円単位で選びいただけます。

●保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」がお支払いの対象となります。
 ●＜三大疾病一時金特約＞＜三大疾病保険料払込免除特約＞の**がん(悪性新生物)**の保障開始、および＜女性特定手術特約＞の乳房に関する保障開始には、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。
 ●＜就労所得保障一時金特約＞の「就労困難状態A」とは、被保険者が病気またはケガにより、「入院」または「所定の在宅療養(所定の障害状態を含む)」のいずれかに該当した状態をいいます。
 ●支払事由の詳細、給付金等をお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件等、くわしくは、**契約概要 P.09~30**
注意喚起情報 P.31~39の他「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 ●死亡保険金・高度障害保険金はありません。
 ●具体的な保険料は「保険料表」または「設計書」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

保障内容	入院給付金日額20,000円コース			入院給付金日額10,000円コース			入院給付金日額5,000円コース		
	日帰り入院から入院5日目まで 一律5日分	入院6日目以降 1日につき	+	日帰り入院から入院5日目まで 一律5日分	入院6日目以降 1日につき	+	日帰り入院から入院5日目まで 一律5日分	入院6日目以降 1日につき	+
入院 病気・ケガの治療を目的として入院したとき 1回の入院給付金支払限度60日型は60日まで (120日型は120日まで)	10万円	20,000円		5万円	10,000円		2.5万円	5,000円	
入院 女性特定疾病の治療を目的として入院したとき 1回の入院給付金支払限度60日型は60日まで (120日型は120日まで)				5,000円					
手術 がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術等所定の手術を受けたとき 回数無制限	1回につき	80万円		1回につき	40万円		1回につき	20万円	
	入院中の手術 1回につき	20万円		入院中の手術 1回につき	10万円		入院中の手術 1回につき	5万円	
手術 病気・ケガの治療を目的として手術を受けたとき 一連の手術*1については14日間に1回を限度回数無制限	1回につき	10万円		1回につき	5万円		1回につき	2.5万円	
	外来による手術 1回につき	10万円		外来による手術 1回につき	5万円		外来による手術 1回につき	2.5万円	
放射線治療 病気・ケガの治療を目的として放射線治療を受けたとき 入院しなくても60日に1回を限度回数無制限	1回につき	20万円		1回につき	10万円		1回につき	5万円	
通院 疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院の原因となった病気・ケガの治療を目的として通院したとき(往診を含む) 入院前60日、退院後120日の間で30日まで	1日につき	10,000円*2 (通院給付金日額10,000円の場合)		1日につき	10,000円*2 (通院給付金日額10,000円の場合)		1日につき	5,000円*2 (通院給付金日額5,000円の場合)	
入院一時金 疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき 回数無制限	1回につき	10万円*2 (特約給付金額10万円の場合)		1回につき	10万円*2 (特約給付金額10万円の場合)		1回につき	5万円*2 (特約給付金額5万円の場合)	
三大疾病一時金 次のいずれかで所定の状態になったとき ・がん(悪性新生物) ・急性心筋梗塞 ・脳卒中 2年に1回を限度回数無制限	1回につき	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回につき	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回につき	50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	
介護一時金 次のいずれかに該当した場合 ①要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日以上継続したとき ③認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	1回限り	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回限り	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回限り	50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	
認知症介護一時金 認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	1回限り	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回限り	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回限り	50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	
長期入院 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療を目的として主契約の入院給付金支払限度日数60日(120日型は120日)を超えて入院したとき 日数無制限	1日につき	20,000円		1日につき	10,000円		1日につき	5,000円	
先進医療 病気・ケガで先進医療を受けたとき	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額		通算2,000万円まで					
女性特定手術 病気・ケガの治療を目的として乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき 女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき	1回につき	20万円		1回につき	20万円		1回につき	20万円	
	1回につき	50万円		1回につき	50万円		1回につき	50万円	
就労所得保障一時金 就労困難状態A*6に該当し、その状態が60日継続したとき	1回限り	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回限り	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回限り	50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	
精神疾患保障一時金 所定の精神疾患を原因として就労困難状態B*6に該当し、その状態が60日継続したとき	1回限り	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回限り	100万円*2 (特約給付金額100万円の場合)		1回限り	50万円*2 (特約給付金額50万円の場合)	

ちゃんと応える医療保険レディースEVER



生涯保障

生涯保障

10年満期
(自動更新*3)

60歳満期
65歳満期
70歳満期

三大疾病保険料払込免除特約を付加すると

三大疾病で所定の状態になったときは以後の主契約および特約の保険料はいただきません。

三大疾病保険料払込免除

保険料のお払い込みが免除になる場合
 ●がん(悪性新生物)の場合
 ●急性心筋梗塞・脳卒中の場合
 がんと診断確定されたとき 治療を目的として継続20日以上入院、または手術を受けたとき
 以後の保険料はいただきません。(保障は継続します)

*1 一連の手術については、「契約概要 03 給付金のお支払い等 [P.15]」をご確認ください。 *2 通院給付金日額および特約給付金額は、所定の継続することができます。自動更新について、くわしくは「契約概要 05 保険料の払込方法・特約の更新等について [P.24~26]」をご確認ください。 *4 <女性困難状態Aに該当した場合はお支払いの対象とはなりません。 *6 就労困難状態Aおよび就労困難状態Bについては、「契約概要 03 給付金のお支払いお申し込みいただく場合に限り付加できます。

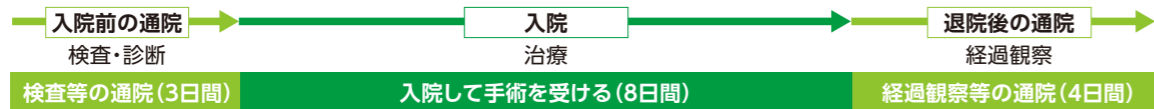
EVERの特長
 レディースEVERの特長
 お受取例
 ダックの医療相談サポート
 契約概要
 注意喚起情報
 Q & A

お受け取りいただける給付金例です。[お受取例]

⚠ 支払事由の詳細、給付金等をお支払いできない場合等、くわしくは [契約概要 P.09~30](#) [注意喚起情報 P.31~39](#) の他「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ケース1 子宮筋腫のケース

検査等のため3日間通院。子宮筋腫と診断され、子宮全摘出術(手術)を受け8日間入院*。退院後は、1週間後、1ヵ月後、2ヵ月後、3ヵ月後の計4日間通院。



ご契約例

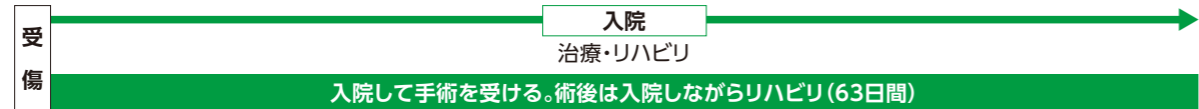
● レディースEVER+<通院特約>(通院給付金日額5,000円)+<入院一時金特約>(特約給付金額5万円)+<総合先進医療特約>+<女性特定手術特約>
入院給付金日額5,000円コース(入院給付金支払限度：60日型)

このようにお受け取りいただけます

● 疾病入院給付金(5,000円×8日)	4万円	給付金合計 41.5万円
● 女性疾病入院給付金(5,000円×8日)	4万円	
● 手術給付金(入院を伴う、重大手術以外の手術)	5万円	
● 疾病通院給付金(5,000円×7日)	3.5万円	
● 入院一時金	5万円	
● 女性特定手術給付金	20万円	

ケース2 骨折のケース

交通事故で右足の大腿骨を含む複数箇所を骨折し、骨折箇所を固定するための手術を受けた。術後は機能の回復に専念するためリハビリテーション病棟に移り、合計63日間入院*。退院後は自宅でリハビリを継続。後遺症は残らず、現在は仕事にも復帰。



ご契約例

● EVER+<通院特約>(通院給付金日額5,000円)+<入院一時金特約>(特約給付金額5万円)+<三大疾病無制限型長期入院特約>(入院給付金日額5,000円)+<総合先進医療特約>+<就労所得保障一時金特約>(特約給付金額50万円)
入院給付金日額5,000円コース(入院給付金支払限度：60日型)

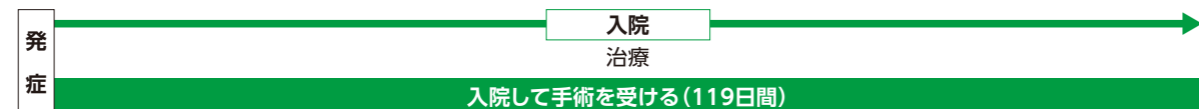
このようにお受け取りいただけます

● 災害入院給付金(5,000円×60日)	30万円	給付金合計 91.5万円
● 手術給付金(入院を伴う、重大手術以外の手術)	5万円	
● 入院一時金	5万円	
● 災害長期入院給付金(5,000円×3日)	1.5万円	
● 就労所得保障一時金	50万円	

※通院給付金の支払対象期間内に通院があった場合、通院給付金も対象になります。

ケース3 脳卒中(くも膜下出血)のケース

くも膜下出血と診断され、開頭手術を行う。手術後、身の回りの世話全般に介助が必要な状態となり、リハビリも含め119日間入院*。入院中に家族が要介護認定の申請を行い、退院後に要介護2と認定された。



ご契約例

● EVER+<通院特約>(通院給付金日額5,000円)+<入院一時金特約>(特約給付金額5万円)+<介護一時金特約>(特約給付金額50万円)+<三大疾病無制限型長期入院特約>(入院給付金日額5,000円)+<総合先進医療特約>
入院給付金日額5,000円コース(入院給付金支払限度：60日型)

このようにお受け取りいただけます

● 疾病入院給付金(5,000円×60日)	30万円	給付金合計 119.5万円
● 手術給付金(入院を伴う、重大手術以外の手術)	5万円	
● 入院一時金	5万円	
● 介護一時金	50万円	
● 疾病長期入院給付金(5,000円×59日)	29.5万円	

※通院給付金の支払対象期間内に通院があった場合、通院給付金も対象になります。

*厚生労働省「平成26年 患者調査」の実績(平均在院日数)をもとに設定
※記載のお受取例は一例です。治療内容によっては給付内容が異なる場合があります。



ご契約後のサービス

健康や医療・介護に関する相談、病気やケガをしたときの治療費以外の不安や悩み等を幅広くサポートします。

健康や医療・介護に関する相談をしたい

相談料・通話料*1 無料

提供:(株)ウェルネス医療情報センター



24時間健康電話相談サービス

健康や医療に関するご相談に看護師等の医療専門スタッフ(医師を除く)が、24時間365日お電話でお応えします。



介護電話相談サービス

公的介護保険の詳細やホームヘルパーの依頼先等、介護に関するご相談に専門スタッフがお応えします。

*1 携帯電話の場合は通話料がかかります

専門のお医者さんを探したい

医師の紹介およびセカンドオピニオン受診費用*2 無料

提供:(株)法研



セカンドオピニオンサービス

ベストドクターズ®・サービス

優秀な医師*3の紹介を受け、診断や治療方針・方法等についてのセカンドオピニオンを求めることができます。



治療を目的とした専門医紹介サービス

ベストドクターズ・サービス

医師同士の相互評価で一定の評価を得た優秀な医師*3をご紹介します。

*2 検査や治療等にかかる費用はご利用者さま負担 *3 登録されている医師は約6,500名(2018年5月現在) Best Doctors® およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。

こころの悩みについて相談したい

相談料*4・通話料 無料

提供:(株)保健同人社



メンタルヘルス電話相談サービス

こころの悩みや不安に対するご相談に医師や心理専門相談員がお電話でお応えします。



メンタルヘルス面談サービス

全国180カ所*5の提携機関にて、医師や心理専門相談員による面談をご利用できます。

※1年間に5回まで無料*4です。6回目以降は有料となります。(4月1日~翌年3月31日までの期間を1年間とします)

*4 医師との面談にかかる費用はご利用者さま負担 *5 2019年3月現在

ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- お申し込みいただいた医療保険の被保険者さまがご利用いただけるサービスです(24時間健康電話相談サービス・介護電話相談サービスについては、ご契約者さまとそのご家族がご利用いただけます)。
- 対象の医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。対象の医療保険のご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2019年7月1日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- その他ご利用にあたっての諸条件等につきましては、[「アフラックホームページ」](#) <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iryosoudansupport.html> をご確認ください。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ず「**注意喚起情報**」「**ご契約のしおり・約款**」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
支払事由や制限事項の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのであわせてご確認ください。

引受保険会社の名称および住所・連絡先

- ◆引受保険会社:アフラック
- ◆住所:〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
- ◆ホームページアドレス <https://www.aflac.co.jp/>

お客さまからの相談・照会・苦情等のご連絡先

- ◆生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。
アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00
- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ▶▶くわしくは [注意喚起情報 P.39](#) をご確認ください。

もくじ

特長・仕組み

- 01 「ちゃんと応える医療保険EVER」
「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」の特長と仕組み 10
- 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間等) 12
- 03 給付金のお支払い等 15
- 04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金 23





保険料・更新等

- 05 保険料の払込方法・特約の更新等について 24
- 06 保険料お払い込みの流れ 27

ご契約のお引き受け

- 07 お引き受けの条件 29

契約概要で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい項目等を記載しています。		条件等補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語等について記載しています。

特長・仕組み

01

「ちゃんと応える医療保険EVER」 「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」の特長と仕組み

特長1

病気(がんを含む)・ケガを一生涯保障します。

病気(がんを含む)・ケガによる入院や手術、放射線治療の給付金をお支払いします。日帰り入院等、短期の入院や、入院前後の通院(<通院特約>を付加した場合)についても給付金をお支払いします。

特長2

保険料払込期間、保険料払込方法をお選びいただけます。

保険料払込期間	保険料払込方法
<ul style="list-style-type: none"> 終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 10年払済 	<ul style="list-style-type: none"> 月払 半年払 年払 前納払

- ▶▶ 保険料払込期間について、くわしくは [02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間等\)](#) [P.12~14](#) をご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込方法について、くわしくは [05 保険料の払込方法・特約の更新等について](#) [P.24~26](#) をご確認ください。

次ページへ続く▶

仕組み

「ちゃんと応える医療保険EVER」(以下「EVER」といいます)、「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」(以下「レディースEVER」といいます)に付加できる特約の一部の保障開始には、所定の **待ち期間** があります。

レディースEVER	EVER	主契約 医療保険 (無解約払戻金)	疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金	終身
		女性疾病入院特約(2013)	女性疾病入院給付金	終身
		通院特約(2013)	疾病通院給付金 災害通院給付金	終身
		入院一時金特約	入院一時金	終身
		三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	がんの保障 待ち期間 終身
		介護一時金特約	介護一時金	終身
		認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	終身
		三大疾病無制限型長期入院特約	疾病長期入院給付金 災害長期入院給付金	10年満期 自動更新
		総合先進医療特約(2012)	先進医療給付金	10年満期 自動更新
		女性特定手術特約	女性特定手術給付金 乳房再建給付金	乳房に関する保障 10年満期 待ち期間 自動更新
		就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	60・65・70歳満期
		精神疾患保障一時金特約*	精神疾患保障一時金	60・65・70歳満期
		三大疾病保険料払込免除特約	保険料払込免除	がんの保障 待ち期間

▶▶ **待ち期間** について、くわしくは **注意喚起情報 P.34** をご確認ください。

▶▶ **自動更新** について、くわしくは **05 保険料の払込方法・特約の更新等について P.24~26** をご確認ください。

* <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り付加できます。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間等)

ちゃんと応える医療保険EVER・ちゃんと応える医療保険レディースEVER

契約内容は下記のとおりです。保険料払込期間によって契約年齢が異なります。

▶▶ 保険料払込期間については、**05 保険料の払込方法・特約の更新等について P.24~26** をあわせてご確認ください。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
ちゃんと応える医療保険EVER	医療保険(無解約払戻金)(主契約)	終身	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	0歳~満85歳
ちゃんと応える医療保険レディースEVER	医療保険(無解約払戻金)(主契約) 女性疾病入院特約(2013)*	終身	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	0歳~満79歳

* <女性疾病入院特約(2013)>の販売名称は<女性疾病入院特約>です。

<特約>

各特約の契約年齢は、「EVER」「レディースEVER」の保険料払込期間によって異なります。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	EVER/レディースEVER 保険料払込期間	契約年齢
通院特約	通院特約(2013)	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満79歳
入院一時金特約	入院一時金特約	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満79歳
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約	終身	終身払	終身払	0歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	0歳~満60歳
			2年払済	2年払済	0歳~満85歳
			10年払済	10年払済	0歳~満79歳
介護一時金特約	介護一時金特約	終身	終身払	終身払	満18歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	満18歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	満18歳~満60歳
			2年払済	2年払済	満18歳~満85歳
			10年払済	10年払済	満18歳~満79歳
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金特約	終身	終身払	終身払	満18歳~満85歳
			60歳払済	60歳払済	満18歳~満55歳
			65歳払済	65歳払済	満18歳~満60歳
			2年払済	2年払済	満18歳~満85歳
			10年払済	10年払済	満18歳~満79歳

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間	EVER/レディースEVER 保険料払込期間	契約年齢
三大疾病無制限型 長期入院特約	三大疾病無制限型 長期入院特約	10年*1*2	10年*2	終身払	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満55歳
				65歳払済	0歳～満60歳
				2年払済	0歳*3～満85歳
				10年払済	0歳～満79歳
総合先進医療特約	総合先進医療特約 [2012]	10年*1*2	10年*2	終身払	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満55歳
				65歳払済	0歳～満60歳
				2年払済	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満79歳
女性特定手術特約	女性特定手術特約	10年*1*2	10年*2	終身払	満15歳～満70歳
				60歳払済	満15歳～満55歳
				65歳払済	満15歳～満60歳
				2年払済	満15歳～満70歳
				10年払済	満15歳～満70歳
就労所得保障 一時金特約	就労所得保障 一時金特約	60歳満期	60歳	終身払	満18歳～満55歳
				60歳払済	
				65歳払済	
			2年払済	2年払済	満18歳～満55歳
				10年払済	満18歳～満50歳
				10年払済	満18歳～満50歳
		65歳満期	65歳	終身払	満18歳～満60歳
				65歳払済	
				65歳払済	
			2年払済	2年払済	満18歳～満60歳
				10年払済	満18歳～満55歳
				10年払済	満18歳～満55歳
70歳満期	70歳	終身払	満18歳～満65歳		
		70歳払済			
		70歳払済			
	2年払済	2年払済	満18歳～満65歳		
		10年払済	満18歳～満65歳		
		10年払済	満18歳～満60歳		
精神疾患保障 一時金特約	精神疾患保障 一時金特約	60歳満期	60歳	終身払	満18歳～満55歳
				60歳払済	
				65歳払済	
			2年払済	2年払済	満18歳～満55歳
				10年払済	満18歳～満50歳
				10年払済	満18歳～満50歳
		65歳満期	65歳	終身払	満18歳～満60歳
				65歳払済	
				65歳払済	
			2年払済	2年払済	満18歳～満60歳
				10年払済	満18歳～満55歳
				10年払済	満18歳～満55歳
70歳満期	70歳	終身払	満18歳～満65歳		
		70歳払済			
		70歳払済			
	2年払済	2年払済	満18歳～満65歳		
		10年払済	満18歳～満65歳		
		10年払済	満18歳～満60歳		
三大疾病保険料 払込免除特約	三大疾病保険料 払込免除特約	[EVER] [レディースEVER] の 保険料 払込期間と 同一*4	—	終身払	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満55歳
				65歳払済	0歳～満60歳
				2年払済	0歳～満85歳
				10年払済	0歳～満79歳

*1 自動更新により、保障を継続することができます。

*2 次の場合、ご契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は「EVER」「レディースEVER」の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。

①「EVER」「レディースEVER」の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済の場合で、保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき

②「EVER」「レディースEVER」の保険料払込期間が2年払済のとき

*3 「EVER」「レディースEVER」を入院給付金支払限度120日型でご契約の場合、満10歳からとなります。

*4 「EVER」「レディースEVER」の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済で、付加された<三大疾病無制限型長期入院特約><総合先進医療特約><女性特定手術特約>が更新可能な場合、保険期間は終身となります。

▶▶特約の更新について、くわしくは **05 保険料の払込方法・特約の更新等について** [P.24～26] をご確認ください。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き



- ・特約のみのお申し込みはできません。
 - ・<三大疾病保険料払込免除特約>の中途付加はできません。「EVER」「レディースEVER」と同時に申し込みください。
 - ・「EVER」「レディースEVER」の保険料払込期間が2年払済・10年払済の場合には、特約の中途付加はできません。
 - ・<女性特定手術特約>は、「レディースEVER」にのみ付加できます。「EVER」には付加できません。
 - ・被保険者の健康状態によっては、お申し込みの契約(付加可能な特約を含む)のすべて、または主契約・一部の特約について「特別保険料率に関する特則」を付加して割り増しされた保険料をお払い込みいただくことで、ご契約をお引き受けする場合があります。
- ▶▶くわしくは **注意喚起情報 P.32** をご確認ください。

■保険料払込免除

●アフラック所定の高度障害状態、または不慮の事故による所定の身体障害状態に該当した場合、以後の主契約および特約の保険料のお払い込みが免除となります。

▶▶くわしくは **しおり「EVER」のお支払について** をご確認ください。

●<三大疾病保険料払込免除特約>を付加すると、三大疾病で所定の状態になった場合、以後の主契約・特約の保険料のお払い込みが免除となります。

▶▶くわしくは **03 給付金のお支払い等** [P.21～22]、および **しおり「三大疾病保険料払込免除特約」** について をご確認ください。

■累計払込保険料について

<介護一時金特約><認知症介護一時金特約><就労所得保障一時金特約>を付加した場合、ご契約内容(「特別保険料率に関する特則」の付加の有無を含む)や経過年数等によっては特約給付金額が特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金等の受取人に代わって請求できます。

▶▶くわしくは **しおり「指定代理請求特約」** について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。ただし、「EVER」「レディースEVER」に付加できる特約の一部の保障開始には、3カ月の **待ち期間** があります。

▶▶保障の開始について、くわしくは **注意喚起情報 P.34** をご確認ください。

■その他の特約について

三菱UFJ銀行では、「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」にある保障内容のみのお取り扱いとなり、お申込時に付加できる特約が限られております。

主契約に付加できる次の特約は、三菱UFJ銀行ではお取り扱いできません。ご検討される場合はアフラックコールセンターまでお問い合わせください。

◇ケガの特約 ◇終身特約 ◇リビング・ニーズ特約 (2019年7月1日現在)

03 給付金のお支払い等

▶▶ 参照 **しおり** [EVER]について

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

入院給付金支払限度：60日型(120日型もあります)

販売名称	主契約・特約名称	給付金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
ちゃんと応える医療保険 レディースEVER ちゃんと応える医療保険 EVER	主契約 医療保険 (無解約払戻金)	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を 目的として入院したとき	・入院日数5日以内の 場合、 入院給付金日額×5 ・入院日数6日以上 の場合、1日につき 入院給付金日額	・病気・ケガそれぞれ、 1回の入院 [用語] につき 最高60日(120日型は 120日)まで ・病気・ケガそれぞれ 通算1,095日まで	・疾病入院給付金と災害入院給付金との 重複支払いはありません 。 ・入院日数が5日以内の場合、一律、入院給付金日額×5日分をお支払いします。ただし、疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)した場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度60日(120日型は120日)を適用します。そのため、すでに5日分をお支払いしている場合には、通算した入院日数から5日分を差し引いてお支払いします。 ○ 支払対象 帝王切開や多胎分娩(双子等)等、異常分娩のための入院 × 支払対象外 ・正常分娩のための入院 ・健康診断・人間ドック等の健康管理や検査を目的とする入院 ・介護を目的とする介護療養型医療施設への入院
		手術給付金	重大手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×40	支払回数は無制限	○ 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、次の「 重大手術 」 ・がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ・脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ・心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ・心臓・肺・肝臓・すい臓・腎臓(臓器の全体または一部)の日本国内で行われた移植手術(臓器移植については、ドナー側は対象外) × 支払対象外 ・腹腔鏡下手術・胸腔鏡下手術・穿頭術 ・ 先進医療 [補足] に該当する場合
		疾病入院給付金・ 災害入院給付金が支払われる 入院中に手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	・ 一連の手術 [用語] に ついては14日間に1回を限度 ・支払回数は無制限	○ 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(上記「 重大手術 」の支払対象外に該当する「 腹腔鏡下手術・胸腔鏡下手術・穿頭術 」を含みます) × 支払対象外 ・上記「 重大手術 」に該当する手術 ・ 先進医療 に該当する場合 ・傷の処置(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・骨・関節の非観血的修復術、非観血的 ・ 鼻焼灼術 (鼻粘膜、下鼻甲粘膜) ・ 整復固定術 および 非観血的授動術 ・ 抜歯 ・ 異物除去 (外耳、鼻腔内)	
		外来による手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×5		○ 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 × 支払対象外 ・血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射等による投与 ・ 先進医療 に該当する場合	
	放射線治療 給付金	病気・ケガの治療を目的として 放射線治療を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	・複数回受けた場合は、施術の 開始日から60日に1回を限度 ・支払回数は無制限	○ 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 × 支払対象外 ・血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射等による投与 ・ 先進医療 に該当する場合	
	女性疾病 入院特約 (2013)	女性疾病 入院給付金	女性特定疾病の治療を 目的として入院したとき	1日につき 女性疾病入院給付金 日額	・ 1回の入院 [用語] につき 最高60日(疾病入院給付金・ 災害入院給付金が120日型 の場合は120日)まで ・通算1,095日まで	主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する場合は、 重複してお支払いします 。 ○ 支払対象 対象となる「 女性特定疾病 」 ①乳房・女性性器の悪性新生物、良性新生物、上皮内新生物(乳がん、子宮がん、卵巣がん、子宮筋腫等) ※乳房にできた皮膚がん等は含まれません。 ②卵巣機能障害(エストロゲン過剰、エストロゲン減少等、卵巣のホルモン機能の障害) ③関節リウマチ ※若年性関節炎(若年性関節リウマチ等)は含まれません。 ④乳房および女性性器の疾患と障害(子宮内膜症、乳腺症、チョコレート嚢腫等) ⑤妊娠、分娩および産じょくの合併症(流産、妊娠中毒症<妊娠高血圧症候群>、子宮外妊娠等) × 支払対象外 正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術等

用語

●「1回の入院」とは

次の場合は1回の入院とみなし、60日(120日型は120日)の支払限度を適用します。

疾病入院給付金 災害入院給付金	疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に 入院 (原因が異なる入院を含む)した場合
女性疾病入院給付金	支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に、同一または関連性の高い原因により 入院 した場合

●「一連の手術」とは

次の①②の**両方に該当する手術**のことを指します。

- ① 同一の手術を複数回受けた場合
- ② ①の手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

例：下肢静脈瘤手術(硬化療法)、網膜光凝固術等(2019年6月現在)

補足

【**先進医療**】とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料等)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称	特約名称	給付金等	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
通院特約	通院特約 〔2013〕	疾病通院 給付金 災害通院 給付金	主契約の疾病入院給付金・ 災害入院給付金が支払われる 入院の原因となった 病気・ケガの治療を 目的として通院したとき (往診を含む)	1日につき 特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 病気・ケガそれぞれ、1回の通院給付金の支払対象期間*1中、最高30日まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当した場合は、災害通院給付金をお支払いします。 主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる日については、疾病通院給付金・災害通院給付金はお支払いしません。
						<p>支払対象外</p> <p>治療処置を伴わない薬等の受け取りのみの通院</p>
入院一時金特約	入院一時金特約	入院一時金	主契約の疾病入院給付金・ 災害入院給付金が 支払われる入院をしたとき	1回の入院につき 特約給付金額	支払回数は無制限	<ul style="list-style-type: none"> 複数回入院した場合で、主契約によってそれらの入院が1回の入院とみなされる場合は、入院一時金を1回分のみお支払いします。 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払事由が重複して生じたときは、その入院の入院日から退院日までを継続した1回の入院として、入院一時金を1回分のみお支払いします。
						<p>支払対象外</p> <p>主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われない入院をしたとき</p>
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	次のいずれかで 所定の状態になったとき <ul style="list-style-type: none"> がん(悪性新生物) 急性心筋梗塞 (再発性心筋梗塞を含む) 脳卒中 	1回につき 特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 2年に1回を限度 支払回数は無制限 	<p>①初回 次のいずれかに該当したとき (ア)初めてがんと診断確定されたとき ※がんの保障開始には、3か月の「待ち期間」があります。くわしくは「注意喚起情報 P.34」をご確認ください。 なお、3か月の「待ち期間」の間がんと診断確定された場合、がんは保障の対象とはなりません。急性心筋梗塞・脳卒中を対象として保障を継続します。 診断確定日から6か月以内に契約者からの申し出があった場合、＜三大疾病一時金特約＞は無効となります。 (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき (ウ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上入院*2*3をしたとき(20日を経過するまでに死亡した場合を含む)</p> <p>②2回目以降 前回の三大疾病一時金のお支払いから2年以上経過後に、次のいずれかに該当したとき (ア)がんで次のいずれかに該当したとき (a)初めてがんと診断確定されたとき (b)上記(a)以外の場合：がんと診断確定されていて、治療を直接の目的として入院をしているとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき (ウ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上入院*2*3をしたとき(20日を経過するまでに死亡した場合を含む)</p>
						<p>がん (悪性新生物)</p> <p>支払対象</p> <p>(例) 初めてがんと診断確定されてから2年経過する前にがんと診断確定され入院を開始していて、2年経過後もがんが存在し、継続入院している場合</p> <p>支払対象外</p> <p>大腸の粘膜内がん、ポーエン病等の上皮内新生物(上皮内がん、非浸潤がんを含む)、子宮筋腫等の良性新生物</p>
						<p>急性心筋梗塞</p> <p>支払対象外</p> <p>急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞以外の虚血性心疾患(狭心症等)</p>
						<p>脳卒中</p> <p>支払対象</p> <p>(例) 初めてがんと診断確定されてから2年経過する前に脳卒中の治療のための入院を開始していて、2年経過後に入院日数が20日に到達した場合</p> <p>くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、脳血管の異常により脳の血液の循環が急激に障害されることにより24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものを</p>

*1 支払対象期間は、入院を始めた日の前日からさかのぼって60日以内、および退院日の翌日から120日以内です。なお、1回の入院とみなさ

*2 脳卒中を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳卒中の治療を直接の目的とする入院には該当しません。

*3 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院は該当しません。

れる複数回の入院をした場合、最初の入院前60日から最終の入院の退院後120日までの期間を対象期間とします。

▶ 前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称	特約名称	給付金等	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
介護一時金特約	介護一時金特約	介護一時金	次の①②③いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態*1に該当していると認定されたとき ②日常生活動作における要介護状態*2が180日以上継続したとき ③認知症による要介護状態*3が90日以上継続したとき	特約給付金額	1回限り	支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 公的介護保険制度の要介護1に認定された場合 日常生活動作における要介護状態*2が180日継続していない場合
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	認知症による要介護状態*3が90日以上継続したとき	特約給付金額	1回限り	支払対象外	見当識障害はあるが、器質性認知症ではない場合
三大疾病無制限長期入院特約	三大疾病無制限長期入院特約	疾病長期入院給付金 災害長期入院給付金	病気・ケガの治療を目的として、主契約で支払われる1回の入院の支払限度日数を超える入院をしたとき	1日につき主契約の入院給付金日額と同額	1回の入院の限度 ・病気・ケガでそれぞれ、主契約の1回の入院の支払限度日数60日(120日型は120日)と合算して365日まで ・365日を超えた入院が 三大疾病用語 による場合*4、日数は無制限 通算限度 ・病気・ケガでそれぞれ主契約と合算して、通算1,095日まで ・通算1,095日を超えた入院が三大疾病による場合*4、日数は無制限	支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる日については、疾病長期入院給付金・災害長期入院給付金は支払われません。 疾病長期入院給付金と災害長期入院給付金との重複支払いはありません。
						支払対象外	介護を目的とする介護療養型医療施設への入院
総合先進医療特約	総合先進医療特約 [2012]	先進医療給付金	病気・ケガで先進医療を受けたとき	1回につき先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	支払対象外	医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
女性特定手術特約	女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガの治療を目的として次の手術を受けたとき ・乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む) ・子宮全摘出術 ・卵巣全摘出術	1回につき20万円	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術：1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術：1回 ・卵巣全摘出術：1卵巣につき1回ずつ	支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 両側の乳房観血切除術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。 両側の卵巣全摘出術を同時に受けた場合、給付金の重複支払いはありません。 乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。 ※乳房に関する保障開始には、3カ月の 待ち期間 があります。くわしくは 注意喚起情報 P.34 をご確認ください。
		乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき	1回につき50万円	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回ずつ	支払対象外	両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金の 重複支払いはありません。 ※乳房に関する保障開始には、3カ月の 待ち期間 があります。くわしくは 注意喚起情報 P.34 をご確認ください。

*1 「公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

*2 「日常生活動作における要介護状態」とは、次の(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

(1) 次の①②いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること

①寝返り ②歩行

(2) 次の①②③④のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること

①衣服の着脱 ②入浴 ③食物の摂取 ④排泄

※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

*3 「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

「器質性認知症」とは、次の①②両方に該当する所定の認知症をいいます。

①脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること

②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、次の①②③いずれかに該当することをいいます。

①常時、時間の見当識障害があること

・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと

②場所の見当識障害があること

・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと

③人物の見当識障害があること

・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

*4 脳卒中を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神科病棟における入院は、脳卒中の治療を直接の目的とする入院には該当しません。

用語

● 「三大疾病」とは

がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

▶ 次ページへ続く ▶

補足

<三大疾病保険料払込免除特約>を付加すると、三大疾病で所定の状態になった場合、以後の主契約および特約の保険料のお払い込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合の保険料率が適用されるため、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。
※<三大疾病保険料払込免除特約>を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も<三大疾病保険料払込免除特約>を付加した保険料となります。
※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、<三大疾病保険料払込免除特約>を解約することができます。解約後の保険料は<三大疾病保険料払込免除特約>を付加していない場合の保険料になります。

前ページからの続き

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

下記「支払事由の詳細／制限の例」「免除事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Table with 6 columns: 販売名称, 特約名称, 給付金等, 支払事由, 支払額, 支払限度, 支払事由の詳細／制限の例. It details two types of insurance: 就労所得保障一時金特約 and 精神疾患保障一時金特約, including their respective conditions and payment rules.

*1 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医薬類似行為（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおよび柔道整復等）は含まれません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。
*2 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。

*3 「自宅等からの外出が困難な状態」とは、次の①および②を満たすものをいいます。
①入院または診療所への通院等治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅等に制限されていること
②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因に基づくこと
*4 国民年金の保険料未納等の特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、アフラックが認めたときは、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。

Table with 4 columns: 販売名称, 特約名称, 保障内容, 免除事由, 免除事由の詳細／制限の例. It details the 三大疾病保険料払込免除特約, including conditions for exemption and a list of excluded conditions like cancer and stroke.

用語

「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

次ページへ続く

05 保険料の払込方法・特約の更新等について

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については「**保険料表**」または「**設計書**」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

払込期間

「EVER」「レディースEVER」の保険料の払込期間には、「**終身払**」「**60歳払済**」「**65歳払済**」「**2年払済**」「**10年払済**」があります。

払込方法

保険料の払込方法には、「**月払**」「**半年払**」「**年払**」「**前納払**」があります。

■「前納払」について

「前納払」のお取り扱いについては下記の表をご確認ください。

※下記の表に記載の「更新型の特約」とは、＜三大疾病無制限型長期入院特約＞＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞のことをいいます。

前納払	保険料払込期間	ご確認いただきたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 全期前納払 ● 前納払 (2年間・10年間) 	2年払済 10年払済	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年間分または10年間分の保険料を、ご契約時にまとめてお払い込みいただくお取り扱いです。 ＜更新型の特約を付加しない場合＞ ● 「全期前納払」となります。 ＜更新型の特約を付加する場合＞ ● 「前納払(2年間・10年間)」となります。更新型の特約の保険料は、前納払(2年間)の場合は3年目以降、前納払(10年間)の場合は11年目以降もお払い込みが必要となります。

▶▶ 保険料払込期間については、**02 契約内容(保険期間、保険料払込期間等)** (P.12~14) をあわせてご確認ください。

🔄 補足

保険料払込期間が終身払・60歳払済・65歳払済の場合、前納払のお取扱いはありません。

特約の更新

下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2ヵ月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。また、＜三大疾病無制限型長期入院特約＞＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金等を通算して判定します。

▶▶ くわしくは **しおり 特約の更新について** をご確認ください。

特約名称	「EVER」「レディースEVER」の保険料払込期間	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
三大疾病無制限型長期入院特約	終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 10年払済	満80歳以下	10年*	<ul style="list-style-type: none"> ● 満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。 ● 保険料のお払い込みが免除されている場合でも、更新できます。
総合先進医療特約		満70歳以下	10年*	保険料のお払い込みが免除されている場合でも、更新できます。満80歳以上の場合は、更新できません。
女性特定手術特約	満71歳～満79歳	80歳満期		

*更新後の特約の保険期間満了日が「EVER」「レディースEVER」の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は「EVER」「レディースEVER」の保険料払込期間満了日まで**となります。「EVER」「レディースEVER」の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払い込みいただき継続できます。**特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお払い込みは年払となります。月払・半年払でのご契約の場合、払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外の払込方法もお取り扱いいたします。

▶ 前ページからの続き

特約の消滅

下記の場合、特約は消滅します。

女性疾病入院特約	通算支払限度に達したとき
通院特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付金のすべての通算支払限度に達したとき ● 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき
入院一時金特約	主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき
介護一時金特約	介護一時金が支払われたとき
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金が支払われたとき
総合先進医療特約	通算支払限度に達したとき
女性特定手術特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付金のすべての支払限度に達したとき ● 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、アフラックにご連絡ください)
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金が支払われたとき
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金が支払われたとき

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

- 契約者配当金・解約払戻金・払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。
- 契約者に対する貸付制度はありません。

契約者配当金

「EVER」「レディースEVER」および特約には、**契約者配当金がありません。**

解約払戻金・払戻金

- 被保険者が死亡した後の解約はお取り扱いしません。
 - 解約払戻金・払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶ 解約払戻金・払戻金について、くわしくは **しおり 解約と解約払戻金について** をご確認ください。

主契約 医療保険 (無解約払戻金)	解約払戻金	＜終身払の場合＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 解約払戻金はありません。 ＜60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済の場合＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。 ● 保険料払込期間満了後は、入院給付金日額の10倍と同額になります。
	払戻金	＜終身払の場合＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 払戻金はありません。 ＜60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済の場合＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときは、解約払戻金と同額の払戻金をお支払いします。

※上記の他、未経過保険料等がある場合はお返しします。

※＜女性疾病入院特約＞＜通院特約＞＜入院一時金特約＞＜三大疾病一時金特約＞＜介護一時金特約＞＜認知症介護一時金特約＞＜三大疾病無制限型長期入院特約＞＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞＜就労所得保障一時金特約＞＜精神疾患保障一時金特約＞＜三大疾病保険料払込免除特約＞には、解約払戻金ならびに被保険者の死亡による払戻金はありません。

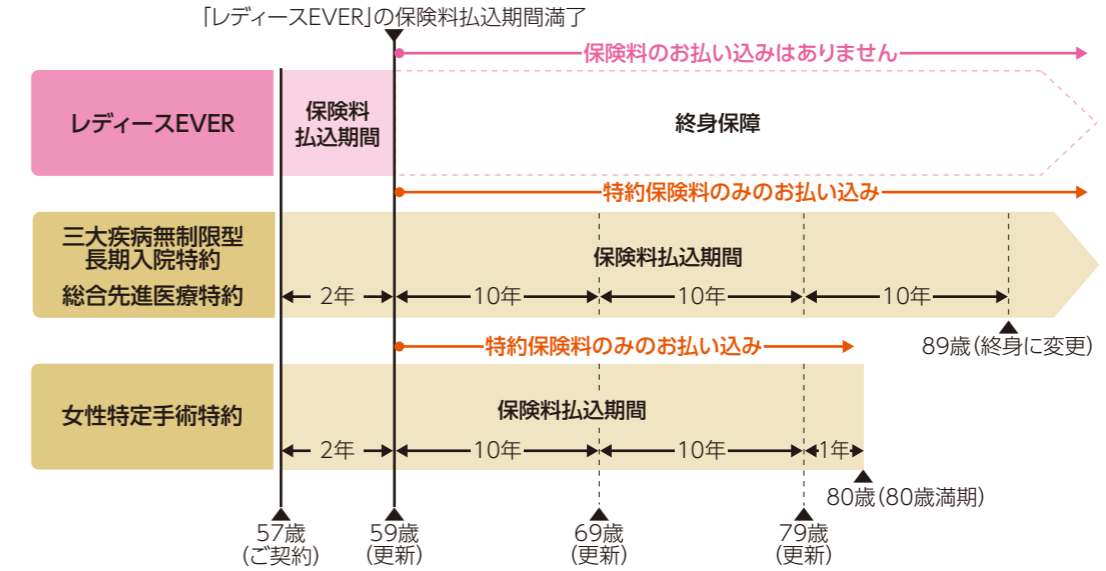
▶ 次ページへ続く ▶

■ [EVER]「レディースEVER」および特約の保険料払込期間と、更新のある特約の更新後の保険料のお払い込みについて

[EVER]「レディースEVER」および特約の保険料のお払い込みについて			
[EVER]「レディースEVER」の保険料払込期間	<ul style="list-style-type: none"> ● [EVER]「レディースEVER」 ● 更新のない特約 <ul style="list-style-type: none"> <通院特約> <入院一時金特約> <三大疾病一時金特約> <介護一時金特約> <認知症介護一時金特約> 	更新のある特約* <ul style="list-style-type: none"> <三大疾病無制限型長期入院特約> <総合先進医療特約> <女性特定手術特約> 	満期がある特約 <ul style="list-style-type: none"> <就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約>
終身払	定額の保険料を終身にわたってお払い込みいただけます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間は10年です。 ● 10年ごとに更新があり、更新日から更新後の保険期間満了日まで特約保険料をお払い込みいただけます。 	60歳・65歳・70歳の保険料払込期間満了日まで保険料をお払い込みいただけます。
60歳払済 65歳払済	<ul style="list-style-type: none"> ● 60歳または65歳まで保険料をお払い込みいただけます。 ● 満60歳または満65歳の誕生日以降に迎える最初の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間は10年です。 ● 10年ごとに更新があり、更新日から更新後の保険期間満了日まで特約保険料をお払い込みいただけます。 ● [EVER]「レディースEVER」の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払い込みいただき継続できます。 	60歳・65歳の保険料払込期間満了日まで保険料をお払い込みいただけます。
2年払済 10年払済	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年間または10年間にわたって保険料をお払い込みいただけます。 ● 契約日から2年後または10年後の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約時の保険料払込期間(および保険期間)は、[EVER]「レディースEVER」の保険料払込期間満了日までとなります。 ● [EVER]「レディースEVER」の保険料払込期間満了後は、10年ごとに更新があり更新日から更新後の保険期間満了日まで特約保険料をお払い込みいただき継続できます。 	契約日から2年後または10年後の保険料払込期間満了日まで保険料をお払い込みいただけます。
全期前納払		更新のある特約を付加した場合のお取り扱いはありません。	
前納払	2年間または10年間分の保険料を、ご契約時にまとめてお払い込みいただけます。	<ul style="list-style-type: none"> ● [EVER]「レディースEVER」の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払い込みいただけます。 ● ご契約時の保険料払込期間(および保険期間)は、[EVER]「レディースEVER」の保険料払込期間満了日までとなります。 ● [EVER]「レディースEVER」の保険料払込期間満了後は、10年ごとに更新があり更新日から更新後の保険期間満了日まで特約保険料をお払い込みいただき継続できます。 	[EVER]「レディースEVER」の保険料払込期間満了日までの保険料を、ご契約時にまとめてお払い込みいただけます。

* 保険料のお払い込みが免除された特約は、更新後も保険料のお払い込みは不要です。

【例】57歳の女性が「レディースEVER」に「三大疾病無制限型長期入院特約」<総合先進医療特約> <女性特定手術特約>を付加して2年払済でご契約の場合



➡ 補足

- ご契約時にまとめてお払い込みいただいた保険料(前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- 年払・半年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡等により保険料のお払い込みが不要となった場合には、年払保険料・半年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。
- 前納払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡等により保険料のお払い込みが不要となった場合には、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
- 前納払は、貯蓄型のプランではありません。したがって満期保険金等はなく、解約された場合もお返しする解約払戻金や未経過保険料等は、前納保険料を下回りますのでご注意ください。
- 保険料を前納した期間は、給付金等の減額等契約内容の変更が制限されます。

06 保険料お払い込みの流れ

▶▶ 参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申し込みから保険料お払い込みの流れは、払込方法により異なります。なお、**<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障開始、および<女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始には、3カ月の「待ち期間(保障されない期間)」があります。**

▶▶ 保障の開始について、くわしくは **注意喚起情報 P.34** をご確認ください。

次に記載以外の例についてはお問い合わせください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ

終身払・払済

★**契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

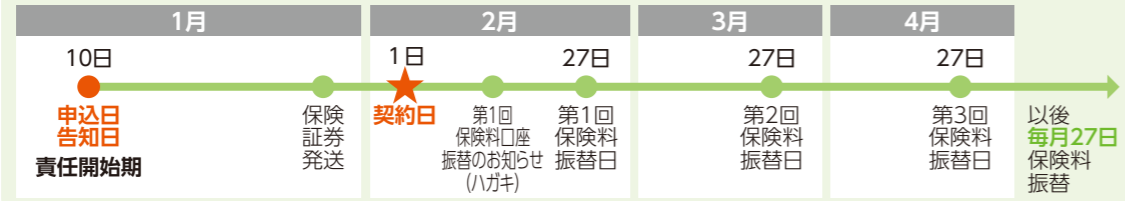
●保険料の払込経路は次の2種類からお選びいただけます。

1 第1回保険料より、契約者の指定口座からの自動振替によるお払い込み

●保険料振替日は振替月の27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

※ご契約の途中でクレジットカードでのお払い込みに変更できます。

(月払の例) 申込日・告知日が1月10日の場合



※お申し込みの時期等によっては、初回の保険料振替の際に2ヵ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にて、ご確認ください。

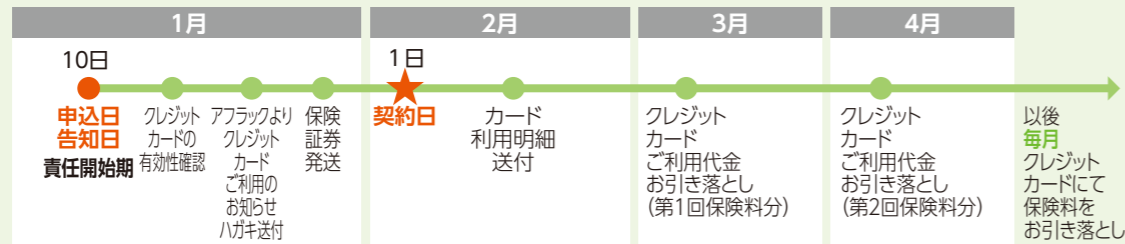
2 第1回保険料より、契約者のクレジットカードでのお払い込み

●保険料は「カード利用明細」送付月の月末までにカード会社から払い込まれます。その翌月のカード会社所定の日

にカード利用代金として指定口座よりお引き落としされます。

※ご契約の途中で口座からの自動振替によるお払い込みに変更できます。

(月払の例) 申込日・告知日が1月10日の場合



※前納払は「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のみのお取り扱いとなります。くわしくは、**P.28** をご確認ください。

次ページへ続く ▶

▶ 前ページからの続き

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払い込みの流れ

終身払・払済の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

●第1回保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただけます。

●第2回以降の保険料の払込経路は次の2種類からお選びいただけます。

A. 契約者の指定口座からの自動振替によるお払い込み

●保険料振替日は振替月の27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

※ご契約の途中でクレジットカードでのお払い込みに変更できます。

(月払の例) 告知日が1月10日、アフラックが第1回保険料を受け取った日が1月12日の場合



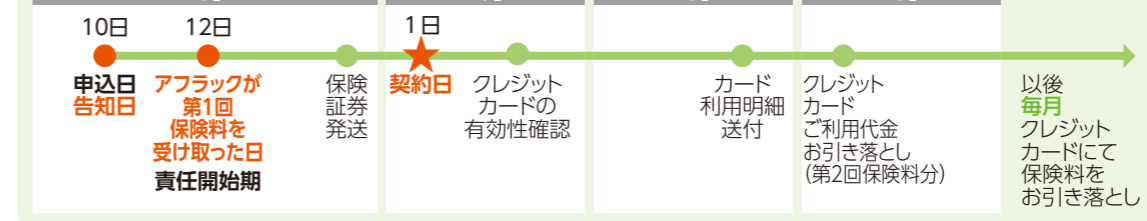
B. 契約者のクレジットカードでのお払い込み

●保険料は「カード利用明細」送付月の月末までにカード会社から払い込まれます。その翌月のカード会社所定の日

にカード利用代金として指定口座よりお引き落としされます。

※ご契約の途中で口座からの自動振替によるお払い込みに変更できます。

(月払の例) 告知日が1月10日、アフラックが第1回保険料を受け取った日が1月12日の場合



前納払の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)

●前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただけます。

(例) 告知日が1月10日、アフラックが前納保険料を受け取った日が1月12日の場合



➕補足

- 契約日までにお誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。
- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- クレジットカードでのお払い込みの場合、カード利用明細の送付時期はカード会社によって異なります。
- 保険料の払込経路には、上記の他に、「勤務先等の団体や集団を通じてのお払い込み(団体取扱特約・集団取扱特約・特別集団取扱特約、以下「団体取扱」)」があります。団体取扱はお申込時のお取り扱いがありませんが、ご契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的な手続きについては、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

07 お引き受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。
- 被保険者の**健康状態やお仕事の内容等**によっては、お申し込みをお引き受けできない場合や、主契約またはそれぞれの特約について、「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引き受けする場合があります。

特別条件特則*	特定疾病・部位不担保法	アフラックが指定した特定の疾病・部位について所定の期間、保障しない条件でご契約をお引き受けするものです。
	特定高度障害状態不担保法	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引き受けするものです。
特別保険料率に関する特則		割り増しされた保険料をお払い込みいただくことでご契約をお引き受けするものです。

* 主契約に特別条件特則が付加されている場合は、特約にも本特則が付加され、主契約と同一の方法が適用されるものとします。なお、特約で不担保となる特定疾病・部位・状態は、主契約と同一となります。

- **現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方**はお申し込みいただけません。

また、下記の限度の他、アフラック所定の制限を定めています。くわしくはアフラックコールセンターにお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度	通算の限度						
主契約 医療保険 [無解約払戻金]	● 入院給付金日額 1契約につき、20,000円まで (1,000円単位) ※入院給付金日額5,000円未満 のご契約は、契約日の年齢 が満40歳以上の方のみ	● 被保険者お1人につき、現在契約中のアフラックのすべての「医療保険(がん保険は除く)」[医療特約(特約MAX等を含む)]等の入院給付金日額を通算して20,000円まで ※被保険者が未就学のお子さま、または契約日の年齢が満71歳以上の方の場合、通算限度額は下記のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>被保険者</td> <td>通算限度額</td> </tr> <tr> <td>未就学のお子さま</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>満71歳以上の方</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> ※その他、仕事の内容によっては5,000円となる場合があります。	被保険者	通算限度額	未就学のお子さま	5,000円	満71歳以上の方	10,000円
被保険者	通算限度額							
未就学のお子さま	5,000円							
満71歳以上の方	10,000円							
女性疾病入院特約 [2013]	● 女性疾病入院給付金日額 5,000円のみ(固定) ※「レディースEVER」は、入院給付金日額5,000円未満の場合はご契約いただけません。	● 被保険者お1人につき、アフラックの「医療保険」の<女性疾病特約><女性疾病入院特約>を通算して1特約のみ(「がん保険」の<女性疾病特約>は除く)						
通院特約 [2013]	● 通院給付金日額 「EVER」「レディースEVER」の入院給付金日額と同額または10,000円のいずれか小さい金額まで (1,000円以上、1,000円単位)	● 被保険者お1人につき、現在契約中のアフラックのすべての「医療保険(がん保険は除く)」[医療特約(特約MAXを含む)]の通院給付金日額を通算して12,000円まで						
入院一時金特約	● 特約給付金額 「EVER」「レディースEVER」の入院給付金日額の20倍または10万円のいずれか小さい金額まで (3万円以上、1,000円単位)	● 被保険者お1人につき、入院一時金の特約給付金額を通算して10万円まで						

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

	特約名称	契約の限度	通算の限度
一時金特約 三大疾病	三大疾病一時金特約	● 特約給付金額 「EVER」「レディースEVER」の入院給付金日額の200倍または100万円のいずれか小さい金額まで (30万円以上、10万円単位)	● 被保険者お1人につき、アフラックの「医療保険」の三大疾病入院一時金および三大疾病一時金の特約給付金額を通算して200万円まで
特約 介護一時金	介護一時金特約	● 特約給付金額 1契約につき、500万円まで (30万円以上、10万円単位)	● 被保険者お1人につき、介護一時金の特約給付金額を通算して500万円まで
一時金特約 認知症介護	認知症介護一時金特約	● 特約給付金額 1契約につき、500万円まで (30万円以上、10万円単位)	● 被保険者お1人につき、認知症介護一時金の特約給付金額を通算して500万円まで
長期入院特約 無制限型 三大疾病	三大疾病無制限型長期入院特約	● 特約給付金額 「EVER」「レディースEVER」の入院給付金日額と同額(固定) ● 1契約につき、1特約のみ	● なし
医療特約 総合先進	総合先進医療特約 [2012]	● 1契約につき、1特約のみ	● 被保険者お1人につき、通算して1特約のみ ※アフラックの「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな先進医療の特約をご契約いただけません(アフラックの<がん高度先進医療特約>は通算には含みません)。
手術特約 女性特定	女性特定手術特約	● 1契約につき、1特約のみ	● 被保険者お1人につき、アフラックの「医療保険」「がん保険」に付加する女性特定手術特約と女性がん特約を通算して1特約のみ
一時金特約 就労所得保障	就労所得保障一時金特約	● 特約給付金額 1契約につき、200万円まで (30万円以上、10万円単位)	● 被保険者お1人につき、就労所得保障一時金の特約給付金額を通算して200万円まで
一時金特約 精神疾患保障	精神疾患保障一時金特約	● 特約給付金額 1契約につき、100万円まで (30万円以上、10万円単位) ※<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り付加可能	● 被保険者お1人につき、精神疾患保障一時金の特約給付金額を通算して100万円まで

注意喚起情報

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意ください**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

1

- 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。…………… 32
- 05 給付金等をお支払いできないことがあります。…………… 35
- 08 解約払戻金の有無は保険種類等によって異なります。…………… 37 等

2

ご契約に際しては「**契約概要**」の他、ご契約に関するとりきめをくわしく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

ご契約に際して

- 01 反社会的勢力に該当する場合…………… 32
- 02 告知義務…………… 32
- 03 クーリング・オフ制度…………… 33
- 04 保障の開始…………… 34

給付金・保険金、保険料等

- 05 お支払いできない場合…………… 35
- 06 給付金等のご請求…………… 35
- 07 ご契約の無効および失効・復活…………… 36





ご契約の解約・乗り換え・見直し

- 08 解約と解約払戻金…………… 37
- 09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し…………… 37

その他留意事項

- 10 税金のお取り扱い…………… 38
- 11 ご契約後のお問い合わせ・お手続きの窓口…………… 38
- 12 お申し込みのお手続き等での留意事項…………… 38
- 13 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合…………… 39
- 14 相談・照会・苦情の窓口…………… 39

注意喚起情報で使用するマークについて

	特にご確認ください項目等を記載しています。		条件等補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語等について記載しています。

ご契約に際して

反社会的勢力に該当する場合

01

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
 - 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。
- *1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶▶参照  **しおり** お申込にあたって

02

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業等について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業等「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- **三菱UFJ銀行、ならびに三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金等のご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申し込みの内容やご請求の内容等について確認する場合があります。**

既往症や通院歴等がある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態等に応じて、次のいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引き受け ● 「特別条件特則」を付加することで条件付でお引き受け
- 「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割り増ししてお引き受け
- 一部保障のみをお断り ● お申し込みをお断り

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

※「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」が付加されたご契約をお引き受けする場合、お申込後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。

次ページへ続く▶

⚠️「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 **用語** することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金等の支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払い込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取り消し等により、給付金等をお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

クーリング・オフ制度

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

03 所定の期間内であれば、お申し込みの撤回または解除ができます。

- 契約者(契約を申し込まれる方)は、次の**いずれかの日からその日を含めて8日以内**であれば、申し込まれたご契約の**撤回 **用語****または解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)ができます。お申し込みの撤回等をした場合は、払い込まれた保険料は返金します。(クーリング・オフ制度)

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」のいずれか遅い日

【お申し込みの撤回等の方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)にアフラックあてに文書を送付してください。

〈記入項目〉

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回の理由および撤回をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行

⚠️ 次の場合には、お申し込みの撤回等ができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること
- 「撤回」とは
ご契約のお申込後に、申込者をご契約のお申し込みを取り下げること

保障の開始

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

04 申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障および<女性特定手術特約>の乳房に関する保障には、「責任開始期(日)」までの**待ち期間**があります。

アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始期(日)」は、次のとおりです。

A	待ち期間 がある	<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障 <女性特定手術特約>の乳房に関する保障
B	待ち期間 がない	上記以外の保障

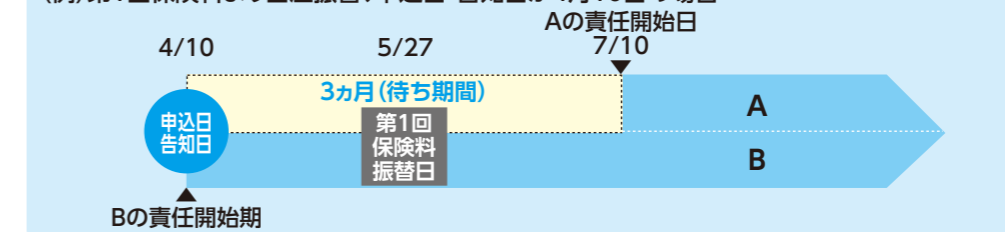
1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合について

責任開始期(日)

Aの保障: 「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3ヵ月を経過した日の翌日**

Bの保障: 「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

(例) 第1回保険料より口座振替、申込日・告知日が4月10日の場合



※「申込日」とは、アフラックが申込書を受領した日をいいます。

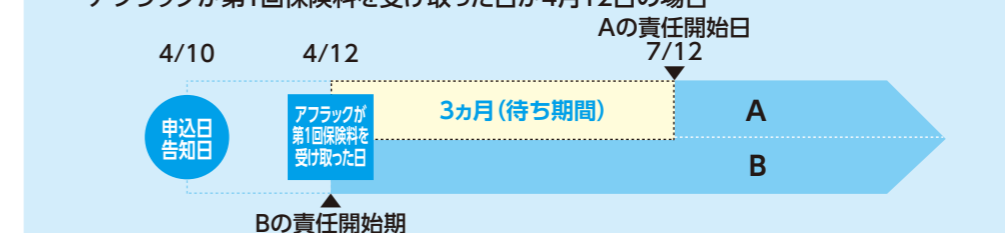
2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合について

責任開始期(日)

Aの保障: 「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3ヵ月を経過した日の翌日**

Bの保障: 「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日

(例) 第1回保険料をお払い込み、告知日が4月10日、アフラックが第1回保険料を受け取った日が4月12日の場合



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

05 給付金等をお支払いできないことがあります。

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

- 責任開始期(日)より前に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
 - 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
 - 保険料のお払い込みがなかったため、ご契約が失効 **用語** している場合
 - 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金等の不法取得目的によりご契約が無効になった場合
 - 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
 - 免責事由に該当した場合
(例)原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- 上記以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。
▶▶くわしくは **契約概要** P.15~22 の他、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

06 支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

給付金等のご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

- 給付金等は、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、以下の方法でお問い合わせください。

インターネットの場合		お電話の場合						
<p>アフラックホームページ</p> <p>キーワードで検索</p> <p>アフラック 給付金 検索</p> <p>原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。</p> <table border="1"> <tr> <td>請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン</td> <td>請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。</td> </tr> <tr> <td>請求書類のダウンロード パソコン</td> <td>パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。</td> </tr> <tr> <td>給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン</td> <td>インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。</td> </tr> </table>		請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。	請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。	給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。	<p>アフラック 保険金コンタクトセンター</p> <p>0120-555-877 通話料無</p> <p><オペレーターによる受付> 受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00</p> <p><24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き> 年中無休(24時間受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定受取人ががんの告知を受けていない等の特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。
請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。							
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。							
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。							

次ページへ続く▶

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金等は支払われない)

▶ 前ページからの続き

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要** P.15~22 の他、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合の具体例は、アフラックホームページに掲載していますのであわせてご確認ください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>

- 給付金等の受取人が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金等の受取人に代わって請求できます。
▶▶くわしくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

補足

契約者の住所等を変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせ等、重要なお知らせがでない場合があります。

07 保険料のお払い込みがない場合、ご契約が無効または失効となる場合があります。

ご契約の無効および失効・復活

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

ご契約の無効および失効

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は無効となります(責任開始期にさかのぼってご契約がなかったものとなります)。
 - 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します(効力を失います)。
 - 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、同一の被保険者で新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります(第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です)。
- ▶▶くわしくは **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

- 失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知と必要な保険料のお払い込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態等によってはご契約の復活はできません。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取り扱いはありません。
- ご契約の復活をアフラックが承諾した場合には、告知日またはアフラックが必要な保険料を受け取った日のいずれか遅い日から、ご契約上の保障が開始されます(ただし、待ち期間(3ヵ月)のある保障で、待ち期間中に復活の手続きが完了した場合は、待ち期間後の保障が始まる日(責任開始日)から保障が開始します)。なお、復活の際も **02 告知義務** P.32~33 の内容が適用されますのでご注意ください。

解約と解約払戻金

▶▶ 参照 **しおり** ご契約後について

08 解約払戻金の有無は 保険種類等によって異なります。

- 保険種類等によって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
- 生命保険は預貯金等とは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用等に当てられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
- 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.23** をご確認ください。
- ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。
- 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶ くわしくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

09 乗り換えや見直しは、契約者にとって 不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権等を失う場合があります。**
- **新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要となります。健康状態等によってはお引き受けできない場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。** また、詐欺によるご契約の取り消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為等が適用の対象となります。**
▶▶ くわしくは **02 告知義務 P.32~33** をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約等があります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**

税金のお取り扱い

▶▶ 参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

10 この商品の保険料は 生命保険料控除の対象となります。

保険料について

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。

各給付金について

- 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

※くわしくは所轄の税務署または税理士にご確認ください。

※2019年6月現在の税制に基づき記載しており、今後変更される可能性があります。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きの窓口

11 ご契約後のお問い合わせ・お手続き等は、 アフラックおよび三菱UFJ銀行にて承ります。

- 三菱UFJ銀行では、三菱UFJ銀行が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせ等に対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、アフラックが、三菱UFJ銀行より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金等の請求手続きや各種手続方法のご照会等について、アフラックにて対応させていただく場合があります。

お申し込みのお手続き等での留意事項

12 ご契約をお引き受けできない場合は、 アフラックよりお客さまにご連絡します。

- 申込書・告知書等は、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」等を契約者にお送りします。お申し込みの内容等と相違していないかどうかご確認ください。
- **健康状態等によりご契約をお引き受けできない場合は、アフラックよりお客さまにご連絡します。**
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、アフラック所定の振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証を発行しませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの保険販売資格をもつ募集人の登録状況・権限等に関して確認をご要望の場合は、アフラックコールセンターまでご連絡ください。

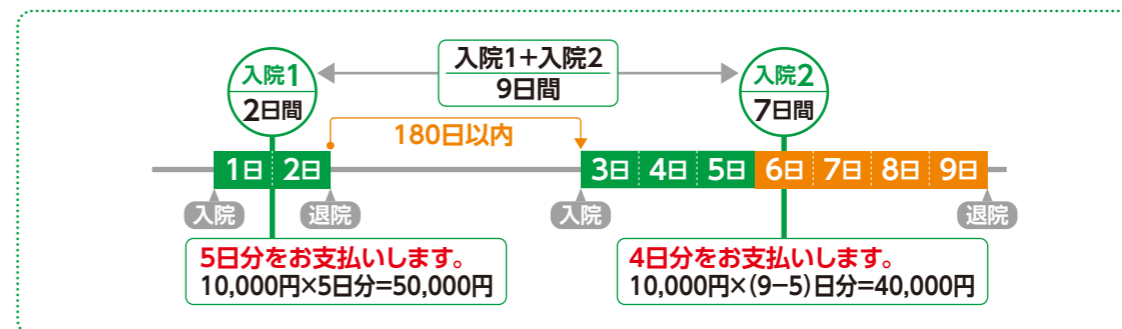
[Q&A] いろいろな疑問にお答えします。

Q 5日以内の入院後、再入院した場合はどうなりますか？

A 5日以内の入院の場合には、一律5日分の入院給付金をお支払いします。(入院1)退院後、180日以内に再入院(入院2)した場合、(入院1)と(入院2)は1回の入院とみなし、(入院1)と(入院2)を通算します。(入院1)で5日分はすでにお支払い済みのため、(入院2)のご請求時には、通算した日数からすでにお支払い済みの5日分を差し引いてお支払いします。

※「レディースEVER」の女性疾病入院給付金には5日分の一律支払いはありません。

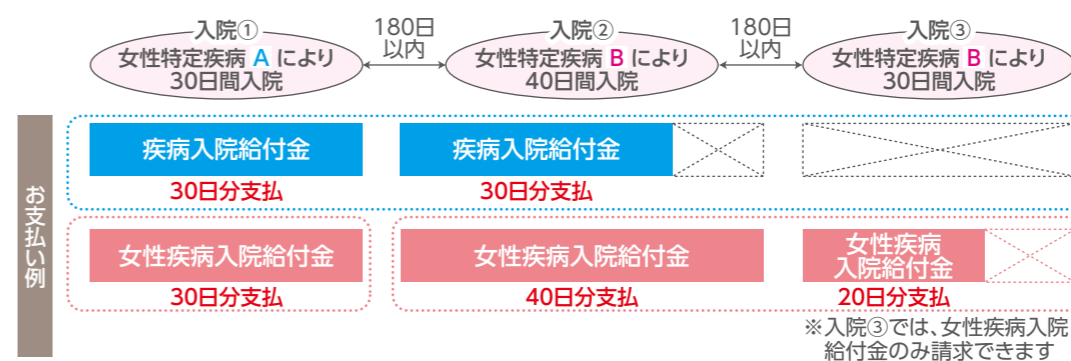
【例】入院給付金日額10,000円 疾病入院給付金の支払事由に該当した場合



Q 入院を繰り返した場合、疾病入院給付金、女性疾病入院給付金の支払いはどうなりますか？

A それぞれの入院給付金の支払限度日数内での支払いとなります。疾病入院給付金が支払限度日数に達した場合でも女性疾病入院給付金のみお支払いする場合があります。以下をご確認ください。

■「レディースEVER」(入院給付金支払限度：60日型)をご契約の場合



【疾病入院給付金】

入院原因が異なる入院①と入院②③を、「1回の入院」とみなして支払限度日数60日を適用します。

【女性疾病入院給付金】

入院①と入院②は異なる原因による入院のため、入院②は新たな入院として支払限度日数60日を適用します。

入院②と入院③は同一の原因による入院のため、「1回の入院」とみなして支払限度日数60日を適用します。

☐：支払事由に該当する入院を180日以内に2回以上した場合、それらの入院が同一の疾病であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。

☐：支払事由に該当する入院を180日以内に2回以上した場合、それらの入院が同一または関連性の高い疾病を原因とするとき、1回の入院とみなします。

◎入院給付金の支払われることになった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は新たな入院として支払限度日数60日を適用します。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

13 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

●保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

●会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

▶▶詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

☎ **03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

相談・照会・苦情の窓口

14 お客さまの相談・照会・苦情をお受けします。

●保険に関する相談・照会・苦情等がある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

☎ **0120-555-027** 受付時間 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

●生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。


●この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>


Q 就労所得保障一時金の支払対象となる「就労困難状態A」とはどのような状態ですか？

A **就労困難状態A**とは以下のとおりです。
 お支払いの対象となる「就労困難状態A」とは、被保険者が病気またはケガ等により、以下の①入院や②在宅療養(a)(b)(c)いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が「就労困難状態A」に該当したか否かはアフラック所定の診断書等を用いて医師が証明した内容を確認して判断します。それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
②在宅療養	(a) 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設等を含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し、自宅等からの外出が困難な状態  病院への通院等必要最低限の外出を除き、医師により活動範囲が自宅等に制限されている状態となります。それまで従事していた仕事ができなくても、医師による治療が終了している場合や医学的にみて自宅等からの外出が可能である場合には、お支払いの対象になりません。
	(b) 所定の特定障害状態に該当した状態 ※特定障害状態とは、国民年金法で定める障害等級1級または2級に相当する状態としてアフラックが定めた状態をいいます。
	(c) 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態

※精神障害や妊娠・出産等を原因とする場合を除きます。

お支払いできない例 男性 53歳(受傷時) 職業:会社員(営業)



転倒により右足を骨折し、30日間入院。退院後も、ギプスで右足を固定していました。受傷後60日を超えてもギプスが外れず、仕事に復帰できませんでした。しかし松葉杖を使えば外出でき、通院以外の目的でも日常的に外出が可能な状態でした。

上記の例における退院後の期間は、通院以外の目的でも日常的に外出が可能な状態であったことから、「就労困難状態A」には該当しないため、お支払いの対象にはなりません。

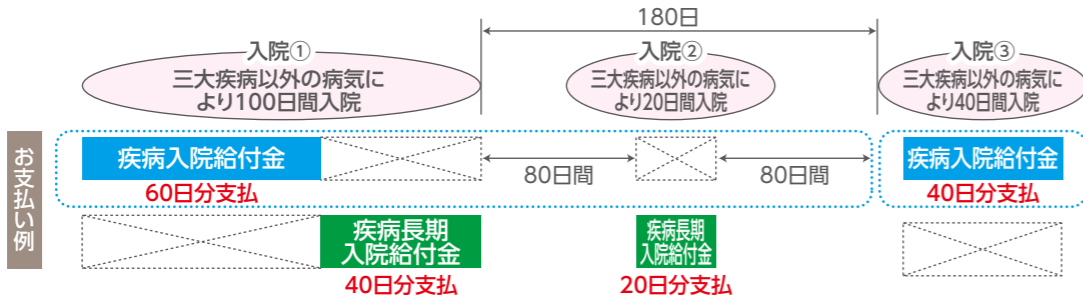
Q 精神疾患保障一時金の支払対象となる「就労困難状態B」とはどのような状態ですか？

A **就労困難状態B**とは以下のとおりです。
 お支払いの対象となる「就労困難状態B」とは、被保険者が所定の精神疾患により、以下の①②③いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が「就労困難状態B」に該当したか否かはアフラック所定の診断書等を用いて医師が証明した内容を確認して判断します。それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
②国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態	
③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態	

Q 入院を繰り返した場合、疾病入院給付金、疾病長期入院給付金の支払いはどうなりますか？

A それぞれの入院給付金の支払限度日数内での支払いとなります。疾病入院給付金をお支払いできない場合でも疾病長期入院給付金をお支払いする場合があります。以下をご確認ください。
■「EVER」(入院給付金支払限度:60日型)+<三大疾病無制限型長期入院特約>をご契約の場合



【疾病入院給付金】
 入院①と入院②を、「1回の入院」とみなして支払限度日数60日を適用します。
【疾病長期入院給付金】
 疾病入院給付金の支払限度日数60日を超える入院をしたときにお支払いします。三大疾病以外の場合、疾病入院給付金の支払限度日数60日と合算して365日までお支払いします。
 ……: 支払事由に該当する入院を180日以内に2回以上した場合、それらの入院が同一の疾病であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。
 ◎入院給付金の支払われることになった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は新たな入院として支払限度日数60日を適用します。

Q 健康に不安がある場合でも入ることができますか？

A はい、「特別保険料率に関する特則」や「特別条件特則」を付加することで、ご契約をお引き受けできる場合があります。
 「ちゃんと応える医療保険EVER」は、健康に不安があり医療保険の加入をあきらめていた方も、お引き受けできる場合があります。
 <お引き受けの条件>
 ・保険料の割り増し*1 ・一部の身体の部位や病気、状態を保障しない*2
 *1 「特別保険料率に関する特則」を付加してお引き受けする場合 *2 「特別条件特則」を付加してお引き受けする場合
 ※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

Q 国民年金法に定める障害等級1級または2級とはどのような状態ですか？

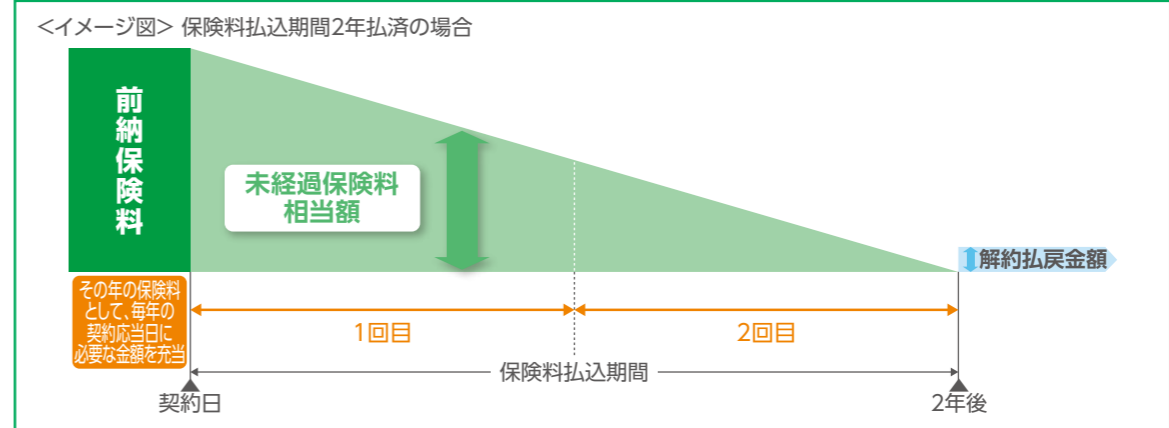
A 国民年金法に定める障害等級1級または2級の例は、以下のとおりです。
 (2019年6月現在)
 <たとえば…>
 ●緑内障で両目を失明した状態(治る見込みがない場合)
 ●脳梗塞による半身まひにより右半身の上下肢(腕・足等)を自力で動かすことができない状態(治る見込みがない場合)
 ●慢性腎不全による永続的な人工透析療法を行っている状態(治る見込みがない場合)

Q 乳幼児医療費助成制度とは、どのような制度ですか？

A 以下をご確認ください。
 乳幼児医療費助成制度とは、お子さま(乳幼児)が医療機関で治療等を受けた際に、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度のことです。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、くわしくはお住まいの地方自治体にお問い合わせください。

Q 保険料の前納払とは、どのような仕組みですか？

A 「前納払」とは、ご契約時にまとめて保険料をお払い込みいただくお取り扱いです。
 前納保険料にはアフラック所定の前納割引率が適用されるため、年払保険料の払込総額に比べ、保険料負担が小さくなります。前納保険料は、払い込んだ時点で全額を保険料として充当するのではなく、毎年の契約当日に必要な金額をその年の保険料として充当し、残りの部分は未経過保険料として各々の充当すべき期日までアフラックが預かりします。
 保険料払込期間中に解約された場合、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した後に解約された場合は、入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金をお支払いします。
 ※特約には、解約払戻金はありません。
 ※更新のある特約を付加する場合、主契約の保険料払込期間満了後も保険料のお払い込みが必要となります。



<契約者に万一のことがあった場合について>
契約者と被保険者が同一の場合： 保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、未経過保険料等がある場合はお返しします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した後に死亡した場合は、入院給付金日額の10倍と同額の払戻金をお支払いします。このとき、払戻金や未経過保険料等は、相続財産として相続税の評価額の対象となります。(払戻金や未経過保険料等は、みなし相続財産に該当しないため、非課税の適用はありません。)
契約者と被保険者が別人の場合： 契約者としての権利を相続(被保険者に名義変更)することで、被保険者の保障は生涯継続します。保険料払込期間中に契約者が死亡した場合は未経過保険料相当額等、保険料払込期間満了後に契約者が死亡した場合は解約払戻金相当額が相続財産としての評価額の対象となります。
 ※2019年3月現在の税制に基づき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。